

農業委員会第10回総会議事録

1. 日 時 令和3年4月14日（水）午前9時30分～午前11時15分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1203会議室

3. 出席委員（17人）

会長	堀田 長久	会長職務代理者	鈴木 秀	
1 番	田中 恒司	4 番	佐々木 平	5 番 小菅 武次
7 番	飯田 秀治	8 番	辻 望	9 番 加藤 三久
10 番	小林 伸康	11 番	大石 徹也	12 番 平子 伸
13 番	稻田 利幹	14 番	上田 みね子	15 番 近藤 啓子
16 番	大野 久美子	18 番	豊田 栄美子	19 番 望月 広志

4. 欠席委員（2人）

2 番 長谷 康郎 17 番 三田 久憲

5. 事務局

農業委員会事務局 鈴木次長，小林農地GL，森田，田吹
農林水産課農政G 水谷，武内

6. 議事日程

開会

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第5号議案 農用地利用集積計画について

報告事項1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項 3 号 農地法第 3 条の規定による届出について（相続等届出）

報告事項 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・
所有権）

報告事項 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・
貸借権）

報告事項 7 号 農地の転用事実に関する照会について（法務局）

報告事項 8 号 非農地証明願いについて（市証明）

報告事項 9 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告事項 10 号 時効取得による移転について

報告事項 11 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人
の定期報告について

第 2 特定農地貸付の廃止及び承認申請について

第 3 非農地判定について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 10 回総会を開催いたします。開会にあたりまして堀田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

続きまして、総会議事に移らせていただきます。今後の議事進行は、堀田会長をお願いいたします。

議長（堀田会長）

それでは、お手元の事項書にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第10回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会法第27条第3項にて、この会議が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第1番田中恒司様、議席番号3番鈴木秀様をお願い申し上げます。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、3の1番については、譲受人は、利用農地6,168㎡を耕作されています。今回の申請地面積は300㎡で、併せて6,468㎡となります。機械につきましては、耕うん機を2台、農用自動車を1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴22年です。通作距離は約950mです。必要な農作業について、年間約200日従事されています。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして、5の2番については、譲受人は、利用農地19,494㎡を耕作されています。今回の申請地面積は228㎡ですが、譲渡人と譲受人の間に以前から貸借されている土地を所有権移転するもので、合計面積に変更はございません。機械につきましては、トラクター、耕うん機を各2台、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴40年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴30年、4年、1年が各1名です。通作距離は約300mです。必要な農作業について、年間約300日従事されています。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、6の4番については、譲受人は、利用農地7,349㎡を耕作されています。今回の申請地面積は16㎡で、併せて7,365㎡となります。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴38年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴66年、26年が各1名です。通作時間は車で約5分です。必要な農作業について、年間約120日従事されています。取得後は、水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、7の5番については、譲受人は、利用農地67,181㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,021㎡で、併せて68,202㎡となります。機械につきましては、乾燥機を6台、農用自動車を5台、トラクターを4台、コンバインを2台、耕

うん機，田植機を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては，本人が経歴 10 年で，世帯員等その他常時雇用している労働力は，経歴 55 年，35 年が各 1 名です。通作距離は約 1.2 km です。必要な農作業について，年間約 320 日従事されています。取得後は，水稻，野菜を栽培するとの申請です。また，地域の農地利用調整に協力し，農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから，周辺地域への支障はありません。

続きまして，8 の 10 番については，譲受人は，利用農地 6,217 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 1,996 m²で，併せて 8,213 m²となります。機械につきましては，トラクター，耕うん機，田植機，コンバイン，農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては，本人が経歴 28 年です。通作距離は約 700m です。必要な農作業について，年間約 100 日従事されています。取得後は，水稻，野菜を栽培するとの申請です。また，地域の農地利用調整に協力し，農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから，周辺地域への支障はありません。

続きまして，10 の 7 番については，譲受人は，利用農地 21,002 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 204 m²で，併せて 21,206 m²となります。機械につきましては，トラクター，耕うん機，田植機，乾燥機，コンバイン，農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては，本人が経歴 40 年で，世帯員等その他常時雇用している労働力は，経歴 30 年が 1 名，7 年が 2 名です。通作距離は約 30m です。必要な農作業について，年間約 150 日従事されています。取得後は，水稻，野菜，果樹を栽培するとの申請です。また，地域の農地利用調整に協力し，農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから，周辺地域への支障はありません。

続きまして，11 の 6 番については，譲受人は，利用農地 903,041.19 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 2,874 m²で，併せて 905,915.19 m²となります。機械につきましては，トラクターを 8 台，田植機を 1 台，コンバインを 2 台，乾燥機，農用自動車を各 6 台所有されています。労働力及び技術につきましては，本人が経歴 50 年で，世帯員等その他常時雇用している労働力は，経歴 42 年が 1 名です。通作距離は約 1.4 km です。必要な農作業について，年間約 230 日従事されています。取得後は，水稻，麦，野菜を栽培するとの申請です。また，地域の農地利用調整に協力し，農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから，周辺地域への支障はありません。続きまして，11 の 8 番については，譲受人は，利用農地 19,019 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 1,109 m²で，併せて 20,128 m²となります。機械につきましては，トラクター，田植機，コンバイン，乾燥機，農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては，本人が経歴 57 年で，世帯員等その他常時雇用している労働力は，経歴 30 年が 1 名，10 年が 2 名です。通作距離は約 300m です。必要な農作業について，年間約 120 日従事されています。取得後は，

水稻、野菜を栽培するとの申請です。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、15の3番については、譲受人は、利用農地5,764㎡を耕作されています。今回の申請地面積は193㎡で、併せて5,957㎡となります。機械につきましては、草刈り機を2台、農用自動車を1台所有し、トラクター、田植機、コンバインを各1台リースで導入予定です。労働力及び技術につきましては、本人が経歴5年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴20年が2名です。通作時間は徒歩で約3分です。必要な農作業について、年間約60日従事されています。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、18の9番については、譲受人は、利用農地5,724㎡を耕作されています。今回の申請地面積は4,049㎡で、併せて9,773㎡となります。機械につきましては、耕うん機、乾燥機を各1台、トラクター、田植機、農用自動車を各2台、コンバインを6台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴50年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴20年、5年が各1名です。通作時間は車で約5分です。必要な農作業について、年間約250日従事されています。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上10件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

鈴木委員

高齢や機械の調子が悪いとの理由で農業をやめるので、田を作ってもらいたいと頼まれることがあるのですが、その中の会話で「作りにくい田はやめて、作りやすい田ですればいいのでは」という言葉を耳にします。そうすると荒廃農地を増やすことになってしまいますので、3条の権利移転の場合に譲受人の荒れ地の有無を審査の項目に入れてもらえないでしょうか。

事務局

農地法3条の許可要件には、全部効率要件があり、申請時に譲受人の耕作地に放棄地がないかを確認しております。

鈴木委員

確認はしていただいていると思いますが、総会での説明の項目に、荒れ地の有無を入れていただいたらどうか。

議長（堀田会長）

事務局のほうで、荒れ地の有無についても報告するということと、そのことをきちんと確認していただいて受けていただくということでお願いします。

他にご意見ございませんか。

その他別段無いようでございますので、第1号議案は、承認いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明致します。

まず、5の4番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから北西へ約970mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は既存の追認であり問題ありません。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、南側道路側溝へ放流します。雨水は自然浸透及び余水は南側道路側溝へ放流します。周囲は擁壁が設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、11の1番は、住宅用地の一部として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、箕田地区市民センターから西へ約650mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は既存の追認であり問題ありません。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、南側道路側溝へ放流します。雨水は自然浸透及び余水は南側道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックが設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、18の2番は、農業用倉庫用地として転用したい旨の申請です。

申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地です。こちらは、農地法第4条第6項ただし書に規定する、農用地利用計画において農業用施設として指定された用途に該当するため、例外的に許可し得る案件です。資金は既存の追認であり問題ありません。

面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は南側道路側溝へ放流します。道路に向かって勾配がある為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、19の3番は、隣接する養豚業者の畜舎用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地です。こちらは、農地法第4条第6項ただし書に規定する、農用地利用計画において農業用施設として指定された用途に該当するため、例外的に許可し得る案件です。資金は融資及び補助金の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・排水は隣地の家畜用浄化槽にて処理後、既設排水管へ放流します。雨水は敷地内で一時貯留し、自然浸透です。周囲は土留及びフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、4月9日に現地確認を実施しております。

以上4件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第2号議案は承認といたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明致します。

まず、1の3番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから南西へ約1,080mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は西側道路側溝へ放流します。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、7の9番は、隣接で美容院を営む者のための駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、稲生地区市民センターから北東へ約530mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は既存の追認であり問題ありません。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は南側道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックが設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、13 の 7 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、伊勢若松駅から東へ約 770m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンス及び素掘り水路を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15 の 6 番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第 2 種農地です。判断基準は、中瀬古駅から北東へ約 660m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22% を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に東側道路側溝へ放流します。周囲は既設擁壁及び土留めを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17 の 8 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから北西へ約 800m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、18 の 4 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、井田川地区市民センターから東へ約 400m に位置し、地区市民センターから周囲おおむね 500m 以内の区域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、18 の 5 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、井田川地区市民センターから北東へ約 430m に位置し、地区市民センターから周囲おおむね 500m 以内の区域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、20 の 2 番は、地元自治会が管理する運動広場用地として転用したい旨の申請です。この自治会は法人化していない為、自治会の代表として 3 名が譲り受ける申請となっております。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 1 種農地です。判断基準は、椿地区市民センターから北西へ約 1,340m に位置し、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第 1 種農

地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される周辺地域において居住する者の必要な施設に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はコンクリートブロック及び石垣が設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、4月9日に現地確認を実施しております。

続きまして、23の1番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから南東へ約1,180mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は融資の見込みがあること及び通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続します。雨水は北側道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上9件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第3号議案は承認といたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明致します。

まず、5の3番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、石巻師地区市民センターから北へ約500mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に南側道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロック及び小堤を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、5の8番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、石巻師地区市民センターから西へ約2,600mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農

地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22%を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、西側道路側溝へ放流します。雨水は西側道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、7 の 6 番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第 3 種農地です。判断基準は、鈴鹿サーキット稲生駅から北へ約 300 mに位置し、鉄道の駅より周囲おおむね 300m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、西側道路側溝へ放流します。雨水は浸透枳にて処理を行います。周囲はコンクリートブロック及び土留めを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、8 の 7 番は、地域の稲作をアピールし、農業に親しんでもらうためのまちづくり活動の一環として、藁アート設置用地として一時転用したい旨の申請です。転用期間は 1 年間です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地です。農用地区域内農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。面積の妥当性は、必要最低限の敷地であり、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は南側道路側溝へ放流します。周囲は既設コンクリート及び土羽を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、農地復元計画書が提出されており、事業完了後に整地し農地へ復元することを確認しております。

続きまして、12 の 5 番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、玉垣地区市民センターから東へ約 700mに位置し、地区市民センターを中心とする半径 1k mまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4 割を超えている区域内に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に東側道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、19 の 1 番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、久間田地区市民センターから南東へ約 390mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね 500m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22%を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は

手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続します。雨水は北側道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、19の4番は、砂利採取用地として一時転用したい旨の申請です。転用期間は1年間です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、久間田地区市民センターから南東へ約2,010mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は残高証明書にて確認しています。また、砂利採取業者と連合会との連名で申請されており、かつ、両者が採取跡地の埋め戻し及び農地の復元について共同責任を負っています。なお、申請人の砂利採取業者登録等、必要書類を確認しています。砂利採取計画認可申請について手続き中です。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画であり、適正と考えています。最大掘削深は9.56mで1:1.5の安定勾配で掘削します。隣地より2m以上の保安距離をとります。埋め戻しには山土、脱水ケーキ及び良質な現場発生土を利用します。周囲には防護柵を設ける為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、4月9日に現地確認を実施しています。

続きまして、22の2番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから北西へ約860mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後、北側道路側溝へ放流します。雨水は北側道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上8件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第4号議案は承認といたします。

続きまして、第5号議案 農用地利用集積計画についてでございますが、農業委員会等に関する法律 第31条の規定により〇〇委員の退席を求めます。

議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説

明します。

計画書 10 ページ目 28 番は河曲地区で米 35 k g の物納です。

11 ページ目 30 番から 32 番は、一ノ宮地区です。

30 番は、使用貸借です。

31 番は、米 35 k g の物納です。

32 番は、米 25 k g, 35 k g と 2 筆合計で米 50 k g の物納です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は、承認いたします。〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第 5 号議案につきまして事務局より説明いたします。

事務局

続きまして 13 ページ目 42 番から 15 ページ目 54 番は、玉垣地区です。

42 番から 51 番は、米 30 k g の物納です。

52 番は、米 30 k g と 10 k g の物納です。

53 番は、米 60 k g と 30 k g の物納です。

54 番は、米 50 k g の物納です。

16 ページ目 58 番から 18 ページ目 73 番は、若松地区です。

58 番は、米 50 k g 相当と 10 k g 相当の金納です。

59 番から 72 番は、米 30 k g の物納です。

73 番は、米 50 k g と 30 k g と 10 k g の物納です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は、承認いたします。

引き続き、第 5 号議案 農用地利用集積計画についてでございますが、農業委員会等に関する法律 第 31 条の規定により〇〇委員の退席を求めます。

議案について、事務局より説明いたします。

事務局

続きまして２３ページ目８７番及び、２５ページ目９４番から９６番は天名地区で農地中間管理機構を通した使用貸借です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は、承認いたします。〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第５号議案につきまして事務局より説明いたします。

事務局

続きまして１ページ目１番から５番は、国府地区です。

１番から３番は、米３０ｋｇの物納です。

４番は、米６０ｋｇの物納です。

５番は、２筆合計で米９０ｋｇの物納です。

２ページ目６番は、庄野地区で使用貸借です。

３ページ目７番から１１番は、加佐登地区で使用貸借です。

４ページ目１２番は、牧田地区で米３５ｋｇの物納です。

５ページ目１３番及び１４番は、石薬師地区で使用貸借です。

６ページ目１５番及び１６番は、白子地区です。

１５番は、米１５ｋｇ相当の金納です。

１６番は、米１５ｋｇの物納です。

７ページ目１７番から８ページ目２３番は、稲生地区です。

１７番から２１番は、農地中間管理機構を通した使用貸借です。

２２番及び２３番は、米１５ｋｇの物納です。

９ページ目２４番及び２５番は、飯野地区です。

２４番は、米３５ｋｇと３筆合計で５０ｋｇの物納です。

２５番は、米３５ｋｇと２５ｋｇの物納です。

１０ページ目２６番、２７番及び２９番は、河曲地区です。

２６番は、使用貸借です。

２７番は、米１０ｋｇの物納です。

２９番は、米５０ｋｇの物納です。

11 ページ目 33 番から 37 番は、一ノ宮地区です。
33 番は、米 50 k g と 10 k g の物納です。
34 番は、米 50 k g と 35 k g の物納です。
35 番は、米 35 k g の物納です。
36 番は、米 50 k g の物納です。
37 番は、米 30 k g の物納です。
12 ページ目 38 番は、箕田地区で米 44, 8 k g の物納です。
13 ページ目 39 番から 41 番は、玉垣地区で使用貸借です。
16 ページ目 55 番から 57 番は、若松地区です。
55 番は、使用貸借です。
56 番は、使用貸借と米 25 k g の物納です。
57 番は、米 35 k g の物納です。
19 ページ目 74 番から 22 ページ目 86 番及び、23 ページ目 88 番から 24 ページ目 93 番及び、25 ページ目 97 番から 106 ページ目 251 番は、天名地区です。
74 番は、米 30 k g 相当の金納です。
75 番は、米 60 k g 相当の金納です。
76 番は、米 60 k g 相当と 30 k g 相当の金納です。
77 番は、農地中間管理機構を通した米 30 k g 相当の金納です。
78 番から 86 番及び、88 番から 93 番及び、97 番から 251 番は、農地中間管理機構を通した使用貸借です。
107 ページ目 252 番は、合川地区で米 45 k g の物納です。
108 ページ目 253 番から 255 番は、井田川地区です。
253 番は、使用貸借と米 50 k g 相当と米 30 k g 相当の金納です。
254 番は、米 50 k g の物納です。
255 番は、5, 000 円の金納です。
109 ページ目 256 番及び 257 番は久間田地区で使用貸借です。
110 ページ目 258 番は、椿地区で 5, 000 円の金納です。
111 ページ目 259 番及び 260 番は、深伊沢地区です。
259 番は、使用貸借です。
260 番は、農地中間管理機構を通した 5, 000 円の金納です。
112 ページ目 261 番から 113 ページ目 272 番は、鈴峰地区です。
261 番から 271 番は、使用貸借です。
272 番は、2 筆合計で 100, 000 円の金納です。
114 ページ目 273 番から 115 ページ目 276 番は、庄内地区です。
273 番は、農地中間管理機構を通した使用貸借です。

274番は、農地中間管理機構を通した4,300円の金納です。

275番及び276番は、農地中間管理機構を通した2,200円と4,300円と6,500円の金納です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第5号議案は、承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項1から11につきまして一括して事務局より説明します。

事務局（議案書朗読）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項1から11の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

小菅委員

徳田町の合意解約が多いのは、耕地整理のからみですか。

事務局

ほ場整備に伴いまして、現行の契約を一旦解約するものです。

議長（堀田会長）

その他別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

続きまして、議事第2 特定農地貸付の廃止及び承認申請について、事務局より説明いたします。

事務局

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく、特定農地貸付けの申請、いわゆる「ふれあい農園」の開設について、ご説明します。

お手元の資料をご覧ください。まず、特定農地貸付けについてご説明させていただきます。「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の概要をご覧ください。1の趣旨をご覧ください。法律の趣旨は、趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、農地法等に関する特例措置で、市民農園（ふれあい農園）を開設し、利用者に貸し付けるための法律です。2の（1）をご覧ください。特定農地貸付けは、次に掲げる要件に該当するものをいいます。一つ目は、10アール未満の農地の貸付けで相当数の者を対象として定型的条件で行われること。二つ目は営利を目的としな

い農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。三つ目は、貸付期間が5年を超えないこと。となっております。2の（3）をご覧ください。この特定農地貸付けを行おうとするときは、農業委員会の承認が必要になっております。農業委員会の申請に対する承認要件としましては、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地から見て農地が適当な位置等にある等一定の要件に該当する場合は承認することとなっております。

では、今回のふれあい農園の廃止及び申請の内容についてご説明いたします。竹野二丁目723番にて当時の所有者がふれあい農園を開設していましたが、昨年お亡くなりになりました。その際、相続人の方から一度閉園をする旨の申出をいただきました。その後、相続人代表から相談をいただき、再度ふれあい農園として貸し出したいとの要望をいただきました。以上のことから、被相続人が開設したふれあい農園を一旦廃止し、再度、相続人代表が現土地所有者として開設する手続きを行います。

まず、廃園について説明いたします。資料2枚目、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律によるふれあい農園の廃止願について」をご覧ください。地区は、河曲地区です。農園地は、竹野二丁目723番です。廃園理由は相続人が新たに開園をし直すためです。

次に、新たに開園する農園について説明いたします。申請者は農地所有者、申請農地は竹野二丁目723番です。面積は2,054㎡、地目は登記簿、現況ともに畑です。特定農地貸付規定並びに特定農地貸付の用に供する農地の位置図は資料のとおりです。今回の申請につきましては、農業委員会の承認要件である、周辺地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、適切な位置で妥当な規模であり、また、ふれあい農園に関する貸付規程についても適当であると考えられます。なお、地区委員会では既にご審議いただき承認されております。ご審議のほど、宜しく申し上げます。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議事第2につきまして、何かご意見ございませんか。

別段無いようでございますので、議事第2は承認といたします。

続きまして、議事第3 非農地判定について、事務局より説明いたします。

事務局

議題3の非農地判定についてを説明させていただきます。

まず、資料の確認をお願いします。（資料1～4）今回、具体的な非農地判定案件が出てまいりましたので、非農地判定の手順及び、現場の状況等の説明をさせていただき、本総会において農地か非農地かの判定をお願いするものです。

まず、非農地判定の説明をさせていただきます。非農地判定とは、耕作放棄地のうちB分類農地として、各地区委員会において利用状況調査で赤色を塗って頂いた原野

化、山林化している農地について、農地ではないという判定を行うものです。非農地判定の制度は以前からありましたが、耕作放棄地にしていけば農地外になり、転用許可が不要となって、真面目に耕作している農家にとっては不公平だという意見や、非農地判定の通知を受けようとして、耕作放棄地が増える恐れがあるなどから本委員会管内では行っていませんでした。しかし、国からの通知では、耕作放棄地について現状把握を行い、農業利用に最大限努めつつ、農地に戻せるものと非農業的利用として検討せざるを得ないものとに振り分けることとしています。また、農家の高齢化や担い手の減少など、農業を取り巻く環境が厳しくなっている現在においては、守るべき農地は断固として守り、そうでない農地については非農地判定をせざるを得ない状況にあるため、本委員会では、平成29年度より庄内地区と合川地区をモデル地区として非農地判定を実施しています。H30年度には、9筆11,330㎡、H31、R元年度には260筆99,149㎡合計で269筆110,479㎡を非農地判定し、各土地所有者等へ通知をしたところです。

それでは、非農地判定の判断基準について説明いたします。資料1の「耕作放棄地に係る非農地判定通知（農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等）実施要領」の「第2 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準」をご覧ください。耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的 条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地法第2条第1項の農地に該当しないものとします。（1）その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。（2）（1）以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合。です。

それでは、どのように非農地判定を進めていくのかを資料2の非農地判定手順に沿って説明させていただきます。まず、利用状況調査の実施・報告ということで各地区委員会において、毎年7月から8月に利用状況調査を行っていただいております。地図にA分類の黄色とB分類の赤色を着色していただいておりますが、非農地判定するのはB分類の赤色に着色された原野化、山林化した土地が対象となります。次に地区で非農地判定対象地の審議ということで、現在、モデル地区として庄内地区と合川地区の非農地判定を進めておりますが、利用状況調査の結果、両地区委員会から次に非農地判定を行う対象地を審議していただきます。両地区から次の非農地判定対象地の報告を受けまして、事務局で土地の登記簿や公図などの調査を行います。その調査が整うと、複数名による非農地判定対象地の現地確認ということで、農業委員会の会長、会長職務代理、ブロック選出の農業委員、地区委員会連絡協議会の会長と副会長、対象地区の農地利用最適化推進委員、場合によっては地区委員の方、及び事務局職員と

で現地確認を実施します。写真撮影も行います。その後、地区委員会連絡協議会で意見聴取を行い、最終は農業委員会総会において非農地か否かの判断を行います。総会において非農地と判断されれば、土地所有者又は管理者へ非農地通知書を発送し、法務局において登記簿地目の変更登記を行うよう要請します。その他、関係機関として市の資産税課と法務局へ非農地通知一覧表を送付します。なお、農業委員会としては、非農地判定を行った土地の農地基本台帳の整理を行います。以上が非農地判定の流れとなります。

それでは、今回の非農地判定対象地の説明をさせていただきます。今回の案件は合川と庄内の2地区で合計4ヶ所となります。手順に従い、各地区委員会の利用状況調査の実施・報告があり、合川と庄内の両地区委員会で非農地判定対象地の審議をされ、事務局と調整を図ってまいりました。そして、令和3年2月26日に現地確認を行っております。参加者は、市農業委員の堀田会長と鈴木会長職務代理、地区委員会連絡協議会の早川会長と久保田副会長、そして事務局職員、更に合川地区の案件につきましては、ブロック選出の小菅農業委員、合川地区の西村会長と地区委員、庄内地区の案件につきましてはブロック選出の大石農業委員と庄内地区の古市会長に参加いただきました。

まず、資料3の1ページ 合川地区徳居町の地図をお願いします。上に広域図、下に拡大図を添付しました。中勢バイパス郡山ランプの西側、養鶏所の西側で、赤枠の所が今回の対象地、徳居町字口船ヶ谷〇〇番ほか3筆4,076㎡です。2ページの地図には、写真方向を示しました。対象地は、東側と西側の山林で挟まれた現場となります。矢印の番号は写真方向で、次のページからその写真を添付しました。3ページの写真番号1から3は、道の右側。4ページの写真番号5と6は、道の左側となります。ご覧のように、対象地は荒廃・原野化しており、農地として復元しても継続して利用することができないと考えられる状態でした。

続きまして6ページの庄内地区の地図をお願いします。3ヶ所ありますので、AとBとCに分けました。

まず、右上の方の庄内Aですが、西庄内町字北小峯〇〇番ほか55筆16,828㎡で、三鈴カントリー倶楽部の南側となります。拡大図は7ページです。続いて8ページが庄内Bと庄内Cの拡大図ですが、左上の庄内Bは、西庄内町字権現ノ下〇〇番の1筆522㎡で、対象地の南側及び道路の北側は以前に非農地判定を実施したところとなります。右下の庄内Cは、西庄内町字西森ノ木〇〇番ほか6筆3,692㎡で周囲のほとんどが山林で囲まれている現場となります。

まず、7ページの庄内Aの拡大図の写真方向図とその写真9ページから11ページの写真番号14番までの写真をご覧ください。見ていただいておりますように、荒廃・原野化しており、農地として復元しても継続して利用することができないと考えられる状態でした。

続きまして庄内Bについてですが、8ページの拡大図で左上の部分です。11ページの写真番号15番と16番になります。15番の写真の奥の部分は、以前に非農地判定した所で、今回の対象地も同様に荒廃・原野化しています。

庄内Cについては、8ページの拡大図で右下の部分です。写真は12ページからになります。17番の写真は広角に、18番の写真は近付いて撮影しています。こちらも荒廃・原野化しており、農地として復元しても継続して利用することができないと考えられる状態でした。

最後に資料4として「農地・非農地の判断対象地リスト」を添付させていただきました。合川地区は4筆4,076㎡、庄内A地区は56筆16,828㎡、庄内B地区は1筆522㎡、庄内C地区は7筆3,692㎡合計で68筆25,118㎡となります。資料の説明は以上となります。

4ヶ所とも、各地区委員会で非農地に相当すると判断され、また、要領の農地に該当するか否かの判断基準にあります、周辺の状況から農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当し、農地法第2条第1項の農地には該当しないと考えられるため、非農地と判定をしたいと考えております。そして、先月令和3年3月19日に開催された地区委員会連絡協議会におきまして意見聴取をいたしました。特に意見はございませんでした。皆様には、位置図の航空写真、現場の写真等の資料をご覧になっていただき、非農地か否かの判定をお願いするものです。今後の予定ですが、手順にもありますように、非農地と判定されれば、土地所有者又は管理者へ非農地通知書を発送し、法務局において登記簿地目の変更登記を行うよう要請します。その他、関係機関として市の資産税課と法務局へ非農地通知一覧表を送付します。なお、農業委員会としては、非農地判定を行った土地の農地基本台帳の整理を行います。

以上が今回の非農地判定の説明となりますので、非農地か否かの審議をお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議事第3につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

辻委員

フローチャートで法務局への通知とありますが、これは法務局の職権で地目を変えていただけるのですか。それとも所有者が申請するのですか。

事務局

非農地通知書を所有者に送付いたしますが、それを添付資料として所有者が法務局で地目変更を行っていただきます。職権で法務局が変更するというものではございません。

飯田委員

非農地の判定は、一定の期間、例えば2年とか3年とか5年とか基本的な調査の年数というのは条例か何かで決まっているのですか。

事務局

年数の決まりはございません。地区のほうで検討いただきまして、荒れていく一方の農地を非農地として扱うところを決めていただいています。

飯田委員

地区のほうから声が上がれば見ていただけると解釈してよろしいか。

事務局

地区にお願いしています利用状況調査におきまして、山林原野化している土地を調べていただき、そのなかで地区として農地から除外するものについて検討いただいています。

飯田委員

利用状況調査のときに、荒廃農地の所有者の住所などの個人情報も教えてもらえるのですか。

事務局

農業委員、最適化推進委員さんには守秘義務がありますし、地区委員さんにも承諾書をいただいておりますのでお教えしています。

大石委員

庄内で非農地判定をしていただき申し訳ないと思いますが、これからも引き続き非農地の判定をしていただく土地が増えていくのではと思っています。合川、庄内は鈴鹿市のなかでも高齢化率が特に高く、農業にかかわる労働人口は減ってきています。地域を広げていただくのも結構ですが、合川、庄内地区は引き続き非農地判定の地域に残していただいて、見守っていただければ、大変ありがたいと思っています。

議長（堀田会長）

鈴鹿市も海から山まで非常に農地の状態が違っておりますし、非農地判定と耕作放棄地の住み分けは非常に難しいと思いますが、地区で合意形成をしていただきまして、非農地判定につきましては、合川、庄内だけにかかわらず鈴鹿全域の状況を見ながら進めていかなければならないと思います。地元の農業委員さんのなかでコンセンサスを得ていただくのがベースになってくるとと思いますので、その点の協力をよろしくお願いいたします。

他にご意見ございませんか。

その他別段無いようでございますので、議事第3は承認いたします。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。